

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	倉吉市 介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

鳥取県倉吉市長

公表日

令和7年9月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。 ①被保険者に係る届出の受理及び事実についての確認に関する事務 ②被保険者証及び認定証に関する事務 ③被保険者の申請による要介護認定(新規、更新、変更)又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請受理、事実についての確認及び申請に対する通知に関する事務。 ④介護給付、予防給付、市町村特別給付に関する事務 ⑤保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑥保険給付の支払いの一時差止に関する事務 ⑦保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑧保険料の賦課、徴収及び減免に関する事務 ⑨サービス検索・電子申請機能に係る機能 ※サービス検索・電子申請機能經由にて、①に係る届出を受領する
③システムの名称	介護保険システム、宛名システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番100 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (照会)主務省令第2条の表 項番131、132 (提供)主務省令第2条の表 項番2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	倉吉市 健康福祉部 長寿社会課
②所属長の役職名	長寿社会課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市役所総務部総務課 TEL 0858-22-8111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部長寿社会課 TEL 0858-22-7851
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	介護保険事務では、番号連携サーバシステムを介して、情報提供ネットワークシステムへの照会及び登録を行っている。 照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報により照会を行うことを厳守しており、必ず複数人での確認を行っている。また、認定情報の登録に関して、介護保険システムへデータ入力する際、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	番号連携サービスシステムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証およびID・パスワードによる2要素認証により限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。 これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-5-①	倉吉市 福祉保健部 長寿社会課	倉吉市 健康福祉部 長寿社会課	事後	
令和1年6月26日	I-5-②	長寿社会課長 高間 直樹	長寿社会課長	事後	
令和1年6月26日	I-8	福祉保健部長寿社会課 TEL 0858-22-7851	健康福祉部長寿社会課 TEL 0858-22-7851	事後	
令和1年6月26日	II-1	平成27年6月19日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II-2	平成27年6月19日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IV	記載なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和3年9月17日	I-4-②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年2月3日	I-1-②	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、番号法第9条第1項及び別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ①被保険者に係る届出の受理及び事実についての確認に関する事務 ②被保険者証及び認定証に関する事務 ③被保険者の申請による要介護認定（新規、更新、変更）又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請受理、事実についての確認及び申請に対する通知に関する事務。 ④介護給付、予防給付、市町村特別給付に関する事務 ⑤保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑥保険給付の支払いの一時差止に関する事務 ⑦保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑧保険料の賦課、徴収及び減免に関する事務	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、番号法第9条第1項及び別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。 ①被保険者に係る届出の受理及び事実についての確認に関する事務 ②被保険者証及び認定証に関する事務 ③被保険者の申請による要介護認定（新規、更新、変更）又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請受理、事実についての確認及び申請に対する通知に関する事務。 ④介護給付、予防給付、市町村特別給付に関する事務 ⑤保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑥保険給付の支払いの一時差止に関する事務 ⑦保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑧保険料の賦課、徴収及び減免に関する事務 ⑨サービス検索・電子申請機能に係る事務 サービス検索・電子申請機能經由にて、①の届出を受領する	事前	
令和5年2月3日	I-1-③	介護保険システム、宛名システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバ	介護保険システム、宛名システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年2月3日	II-1	平成31年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事前	
令和5年2月3日	II-2	平成31年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事前	
令和6年9月2日	I-1-②	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。番号法においては、番号法第9条第1項及び別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。	事後	
令和6年9月2日	I-3	（略） ・別表第一 項番68 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条	（略） ・別表 項番100 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条	事後	
令和6年9月2日	I-4-②	番号法第19条第8号（照会）別表第二 項番93、94（提供）別表第二 項番1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条（照会）主務省令第2条の表 項番131、132（提供）主務省令第2条の表 項番2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161	事後	
令和6年9月2日	II-1	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月2日	II-2	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年9月24日	II-1	令和6年4月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年9月24日	II-2	令和6年4月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年9月24日	IV-4	委託しない	[十分である]	事後	
令和7年9月24日	IV-8	—	[十分である] 介護保険事務では、番号連携サーバシステムを介して、情報提供ネットワークシステムへの照会及び登録を行っている。 照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報により照会を行うことを厳守しており、必ず複数人での確認を行っている。また、認定情報の登録に関して、介護保険システムヘデータ入力する際、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月24日	IV-9	自己点検	自己点検、内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月24日	IV-11	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月24日	IV-11 判断の根拠	—	[十分である] 番号連携サービスシステムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証およびID・パスワードによる2要素認証により限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。 これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更に伴う修正